

(証券コード 2301)  
2026年1月8日

## 株主各位

東京都中央区銀座六丁目10番1号

株式会社**学情 GAKUJO**

代表取締役社長 中井大志

### 第48期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

#### 【当社ウェブサイト】

<https://company.gakujo.ne.jp/ir/stock/meeting/>



#### 【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2301/teiji/>



#### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「学情」または「コード」に当社証券コード「2301」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席いただけない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年1月22日（木曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年1月23日（金曜日） 午前10時  
2. 場 所 大阪市北区梅田二丁目5番10号  
学情梅田コンパス10階 コンパスホール  
3. 目的事項  
報告事項  
第48期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当（第48期期末配当）の件  
第2号議案 取締役6名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があつたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### インターネット等で議決権 行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

#### 行使期限

2026年1月22日（木曜日）  
午後6時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

#### 行使期限

2026年1月22日（木曜日）  
午後6時到着分まで



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

#### 開催日時

2026年1月23日（金曜日）  
午前10時

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・3・4号議案

- 賛成の場合 ➤「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➤「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 ➤「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➤「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ➤「賛」の欄に○印をし、「反対する候補者の番号を記入ください。」



# インターネット等による議決権行使のご案内

行使  
期限

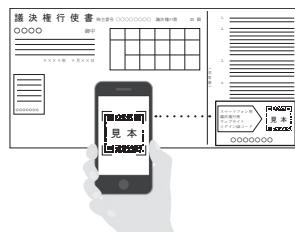
2026年1月22日（木曜日）  
午後6時入力完了分まで

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り  
可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが  
PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の  
「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、  
再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ  
遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決  
権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権  
行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

- 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

- 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力  
ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

## インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
(受付時間 9:00～21:00)

## 機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# 事業報告

(2024年11月1日から)  
(2025年10月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当事業年度(2024年11月1日～2025年10月31日)におけるわが国経済は、全般的に緩やかな改善傾向を示しました。インバウンド需要はコロナ禍以前の水準を超える動きを見せる一方、エネルギー価格や原材料費の高騰、関税の影響等により、先行きは依然として不透明な状況が続いています。また、構造的な人手不足を背景に、若手人材への需要は高止まりしており、新卒採用においては早期接触・早期選考の動きが一層強まっています。その結果、新卒採用に加え、戦略的にキャリア採用や第二新卒採用を取り入れる企業が増加しています。

このような市場環境の中、当社では、20代向け転職サイト「Re就活」が「20代が選ぶ20代向け転職サイト」7年連続No.1を獲得し、累計登録会員数が2025年10月末に280万人を突破しました。こうした20代からの支持を背景に、2025年10月期の「Re就活」の売上高は前期比128.4%となりました。一方、新卒採用の早期化に伴う企業広報時期の変化により、新卒向け就職情報サイト「Re就活キャンパス」の売上高は前期比96.6%となりました。その結果、当事業年度の全社売上高は110億19百万円(前期比102.7%)となりました。なお、前事業年度より戦略的成長投資を強化しており、当事業年度では求職者向けプロモーション強化により、売上原価は前期比106.3%となりました。また、生産性向上を目的とした教育研修の強化による採用教育費の増加、生成AIアシスタント「Microsoft 365 Copilot」の全社導入をはじめとするシステム管理費の増加、販売促進プロモーションの強化による販売促進費の増加により、販売費及び一般管理費は前期比108.6%となりました。これらの結果、当事業年度の営業利益は23億32百万円(前期比87.8%)となりました。

なお、主たる事業である「就職情報事業」につきましては、次のとおりであります。

当事業年度（2024年11月1日～2025年10月31日）におけるキャリア採用（経験者採用）市場では、幅広い業界で若手人材の採用ニーズが高止まりしています。また、前事業年度同様、新卒採用の内定者動向が見極められる9～10月において、第二新卒採用による新卒補完ニーズを取り込んだ結果、「R e 就活」の売上高は32億43百万円（前期比128.4%）と好調に推移しました。また、20代向け転職エージェント「R e 就活エージェント」では、期中に面談数が一時的に減少したものの、面談の質向上に取り組み、足元では決定数が伸びています。その結果、売上高は8億16百万円（前期比105.3%）となりました。なお、新卒採用市場では早期化が進む中、企業は採用方法の見直しや再構築を迫られており、インターンシップでの接触が採用広報の主戦場となりつつあります。その結果、採用活動期間が長期化し、一部の企業では新卒採用と第二新卒採用の割合を見直す動きや、新卒採用広報に対する慎重な姿勢が見られました。これにより、当事業年度の「R e 就活キャンパス」の売上高は20億2百万円（前期比96.6%）となりました。「イベント（転職博・就職博など）」に関しては、上記のとおり「R e 就活」の好調な推移を背景に、「転職博」や新卒インターンシップ期を対象としたイベントでは販売ブース数が増加しました。一方、4年生を対象とする「就職博」は新卒採用早期化の影響を受けました。その結果、当事業年度の「イベント」売上高は31億77百万円（前期比99.9%）となりました。

以上の結果、当事業年度における就職情報事業全体の売上高108億8百万円（前期比103.4%）となりました。また、当社では、「R e 就活キャンパス」のブランド変更に加え、「R e 就活30」や「R e 就活ユース」などの新サービスを相次いでローンチし、10代から30代までの「キャリアスタート」「キャリアチェンジ」「キャリアアップ」を総合的に支援するサービス体制を構築しました。当社は、これから時代を担う若い世代の「自分らしいキャリアの実現」を

支援するとともに、さらなる業績拡大を目指してまいります。

※1 Microsoft、Microsoft 365は、米国Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標、または商標です。

※2 Microsoft 365 Copilot は、Microsoft Corporation が提供するサービスの名称です。

部門別売上高および構成比は、次のとおりであります。

区分	売上高（百万円）	構成比（%）	前事業年度比（%）
就職情報事業	10,808	98.1	103.4
その他	210	1.9	76.3
合計	11,019	100.0	102.7

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資につきましては、総額 7 億49百万円となりました。その主なものは、自社利用のソフトウェア 6 億61百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区分	第45期 (2022年10月期)	第46期 (2023年10月期)	第47期 (2024年10月期)	第48期(当期) (2025年10月期)
売上高(百万円)	6,773	8,784	10,730	11,019
経常利益(百万円)	2,038	2,563	3,053	2,654
当期純利益(百万円)	1,396	1,753	2,229	1,892
1株当たり当期純利益(円)	99.35	125.74	160.77	139.97
総資産(百万円)	13,810	15,605	16,739	17,106
純資産(百万円)	12,232	13,265	14,477	14,879

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

当社は、親会社および子会社について、事業年度を通じて有しておらずませんので、該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社の主要事業は、キャリア採用（経験者採用）や新卒採用を中心とした「採用支援事業」全般、ならびに公的機関から受託する雇用対策事業です。国内の人材ビジネス市場は、構造的な人手不足を背景に、特に若手人材への需要が拡大しています。終身雇用が当たり前ではなくなり、働き手自身が主体的にキャリアを形成する動きが加速する中、雇用の流動性はさらに高まり、転職市場の拡大が続くと見込まれます。

一方で、国内景気は緩やかな回復傾向にあるものの、世界経済では先行きの不透明感が続いており、企業の採用計画にも影響が見られます。若手人材への採用ニーズは堅調ですが、AIを活用した人材シフトなど、採用環境は常に変化しています。

当社は「つくるのは、未来の選択肢」をパーソナリティに掲げ、次世代により多くのキャリアの可能性を提示してまいります。就職活動における「キャリアスタート」、働きながら見えてきた強みや関心を踏まえた「キャリアチェンジ」、そして個性や能力を最大限に活かす「キャリアアップ」。これらの選択肢を通じて、働き手が自己効力感や幸福感を実感できる社会の実現を目指します。

今後も、10代～30代の若手求職者支援に注力し、求職者と企業の価値あるマッチングを実現するため、双方のニーズを的確に捉えた新サービスを開発し、持続的な業績向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容

インターネットによる転職・就職情報サイト「R e 就活シリーズ（R e 就活・R e 就活キャンパス等）」の企画・運営、合同企業セミナー「転職博・就職博」等の企画・運営、人材紹介事業、採用活動全般のコンサルティング業務、人材関連公的事業

## (6) 主要な事業所

本 社	東京都中央区銀座六丁目10番1号
大 阪 本 社	大阪市北区
名 古 屋 支 社	名古屋市中区
京 都 支 社	京都市下京区
福 岡 支 社	福岡市博多区

(注) 京都支社は、2025年12月1日に同区内で移転いたしました。

## (7) 使用人の状況

使用人数(前事業年度末比)	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
407名（35名増）	30歳10ヵ月	6年7ヵ月

(注) 上記使用人数には嘱託、契約およびパート社員（15名）を含んでおり、派遣社員を含んでおりません。

## (8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

## (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項（2025年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 50,240,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,560,000株
- (3) 株主数 10,186名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 ( 株 )	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 ア ン ビ シ ャ ス	2,254,500	16.80
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	1,017,400	7.58
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	810,200	6.04
株 式 会 社 朝 日 新 聞 社	778,000	5.80
株 式 会 社 朝 日 学 生 新 聞 社	778,000	5.80
中 井 大 志	446,900	3.33
学 情 社 員 持 株 会	430,390	3.21
ゴールドマン・サックス・アンド・カン パニーレギュラー・アカウント	358,300	2.67
J P L L C C L I E N T A S S E T S — S K J	295,700	2.20
C A C E I S B A N K , L U X E M B O U R G B R A N C H	262,300	1.95

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,139,137株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役 ( 社 外 取 締 役 を 除 く )	13,000株	3名

## (6) その他株式に関する重要な事項

### ① 自己株式の取得

当社は、2025年2月17日開催の取締役会において、取得する株式総数の上限を300,000株、取得価額の総額の上限を650,000,000円として、2025年3月1日から2025年10月31日までの間に、当社普通株式を取得する旨の自己株式取得の決議を行い、2025年10月31日の自己株式取得終了までに、取得価額の総額534,675,100円にて自己株式300,000株を取得しております。

また譲渡制限付株式報酬対象者の退職に伴い1,150株を無償取得しております。

### ② 譲渡制限付株式報酬としての譲渡制限付株式（自己株式）の処分

当社は、2018年1月26日開催の第40期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当事業年度においては、2025年1月24日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年2月19日付で取締役（社外取締役を除く）3名に対し、自己株式13,000株の処分を行っております。

また、2025年4月21日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月20日付で学情社員持株会に対し、自己株式23,140株の処分を行っております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年10月31日現在）

名 称	第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
発 行 決 議 日	2014年12月8日	2016年12月5日
新 株 予 約 権 の 数	100個	100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり 1円)
権 利 行 使 期 間	2015年1月23日から 2035年1月22日まで	2017年1月20日から 2037年1月19日まで
行 使 の 条 件	(注1)	(注2)
役 員 の 取 締 役 保有状況	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名

##### (注1) 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、「権利行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず新株予約権者は以下の①または②に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が2034年10月31日至るまでに権利行使開始日を迎えた場合  
2034年11月1日から2035年1月22日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合  
(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)  
当該承認日の翌日から15日間

##### (注2) 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、「権利行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず新株予約権者は以下の①または②に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2036年10月31日至るまでに権利行使開始日を迎えた場合  
2036年11月1日から2037年1月19日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合  
(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)  
当該承認日の翌日から15日間

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2025年10月31日現在）

地　　位	氏　　名	担　当　お　よ　び　重　要　な　兼　職　の　状　況
代表取締役会長	中井 清和	全般
代表取締役社長	中井 大志	全般
取　　締　　役	乾 真一朗	コーポレート本部・メディアビジネス本部担当
取　　締　　役	辻 内 章	辻内公認会計士事務所所長 積水樹脂株式会社外監査役（非常勤） 株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション社外監査役（非常勤）
取　　締　　役	笹川 祐子	株式会社イマジンネクスト 代表取締役社長 株式会社カネカ社外取締役（非常勤）
取　　締　　役	宮田 喜好	株式会社朝日新聞社取締役コーポレート統括/管理・人材/働き方改革/コンプライアンス担当
取　　締　　役	和田 裕美	株式会社H I R O W A 代表取締役 京都光華女子大学キャリア形成学科客員教授
常勤監査役	村越 誓一	
監　　査　　役	前 義 信	前 義 信 税 理 士 事 務 所 代 表
監　　査　　役	小林 聖子	太陽法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役辻内章氏、笹川祐子氏、宮田喜好氏および和田裕美氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役前義信氏および小林聖子氏は、社外監査役であります。  
3. 取締役辻内章氏は、公認会計士として企業会計について豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査役前義信氏は、税理士として税務について豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役宮田喜好氏は、2025年6月24日付で株式会社朝日新聞社の常務執行役員管理・人材/働き方改革担当から取締役コーポレート統括/管理・人材/働き方改革/コンプライアンス担当に就任しました。
6. 小林聖子氏は、2025年1月31日付で弁護士法人みやこ法律事務所を退所し、2025年2月1日付で太陽法律事務所に入所いたしました。
7. 当社は社外取締役辻内章氏、笹川祐子氏および和田裕美氏ならびに社外監査役前義信氏および小林聖子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める金額の合計額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要等は以下のとおりであります。

### ①被保険者の範囲

当社のすべての取締役、監査役および管理職従業員

### ②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の取締役、監査役および管理職従業員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を保険会社が填補するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

#### (4) 取締役および監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年6月より指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、指名・報酬諮問委員会での検討、答申を経て取締役会にて決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しております、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

###### a. 基本方針

当社の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経済情勢、従業員給与とのバランス等を考慮して、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、金銭報酬としての基本報酬および非金銭報酬としての株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

###### b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

業務執行取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と年1回の役員賞与とし、役位、職責に応じて、当社の業績、経済情勢、従業員給与とのバランス等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。社外取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社と規模の近い会社の報酬水準を勘案して決定するものとする。

###### c. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件決定に関する方針を含む)

業務執行取締役の非金銭報酬としての株式報酬は譲渡制限付株式報酬とし、中長期的な企業価値の向上および企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株主総会で決定した報酬限度額の範囲内で、毎年、一定の時期に支給する。

d. 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬額に関しては、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、取締役会は株主総会で決定した各報酬限度額の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

基本報酬および株式報酬の個人別の配分等については、取締役会の諮問機関であり、委員の過半数を独立社外取締役が構成する「指名・報酬諮問委員会」において審議を行い、同委員会の答申に基づき、これらを独立社外取締役および監査役も出席する取締役会で審議し決議する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	180,311 (9,300)	155,300 (9,300)	— (—)	25,011 (—)	6名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	14,000 (4,500)	14,000 (4,500)	— (—)	— (—)	4名 (3名)
合計 (うち社外役員)	194,311 (13,800)	169,300 (13,800)	— (—)	25,011 (—)	10名 (6名)

- (注) 1. 取締役の支給人員には、無報酬の取締役2名（うち社外取締役2名）を除いております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2001年1月26日開催の第23期定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。
- また、上記の報酬限度額とは別枠で、2018年1月26日開催の第40期定時株主総会決議に基づき、中長期的な企業価値の向上および企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進める目的として、社外取締役を除く取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入しております。当該報酬額は、年額30,000千円以内、株式数の上限を年30,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、3名です。

5. 監査役の金銭報酬の額は、2001年1月26日開催の第23期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役辻内章氏は、辻内公認会計士事務所所長、積水樹脂株式会社社外監査役（非常勤）および株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション社外監査役（非常勤）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役笛川祐子氏は、株式会社イマジンネクスト代表取締役社長および株式会社カネカ社外取締役（非常勤）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役宮田喜好氏は、株式会社朝日新聞社取締役コーポレート統括/管理・人材/働き方改革/コンプライアンス担当であります。当社と兼職先との間では、2013年1月に資本業務提携を行っております。

取締役和田裕美氏は、株式会社H I R O W A 代表取締役および京都光華女子大学キャリア形成学科客員教授であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役前義信氏は、前義信税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役小林聖子氏は、太陽法律事務所所属の弁護士であります。また、2025年1月31日までは弁護士法人みやこ法律事務所所属の弁護士でありました。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	主な活動状況
取締役 辻 内 章	当事業年度に開催された取締役会の14回の全てに出席いたしました。有限責任監査法人トーマツに長年勤務し、様々な企業の監査業務を豊富に経験した者としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 笹 川 祐 子	当事業年度に開催された取締役会の14回の全てに出席いたしました。株式会社イマジンプラスおよび株式会社イマジンネクストの設立・代表取締役社長を経験した者としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 宮 田 喜 好	2025年1月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会の10回の全てに出席いたしました。株式会社朝日新聞社の取締役コーポレート統括/管理・人材/働き方改革/コンプライアンス担当等を経験した者としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 和 田 裕 美	2025年1月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会の10回の全てに出席いたしました。株式会社H I R O W A代表取締役や京都光華女子大学キャリア形成学科客員教授を経験した者としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

区分	主な活動状況
監査役 前 義 信	当事業年度に開催された取締役会の14回の全てに出席し、監査役会の14回の全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 小林 聖子	2025年1月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会の10回の全てに出席し、監査役会の10回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

会社の業務の適正を確保するための体制について、2015年10月13日開催の取締役会にて、内部統制システム構築の基本方針について、次のとおり決議いたしております。

### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が継続・発展していくためには、すべての取締役、使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持ち行動することが必要不可欠であると認識し、制度・体制を整備する。

- (1) 取締役・使用人に対する行動基準の周知・徹底に努め、毎年取締役・使用人を対象としたコンプライアンス研修を実施する他、法令等を遵守するのはもとより、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。
- (2) 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役会に報告する。
- (3) 取締役会には社外取締役及び税理士や弁護士でもある社外監査役も参加し、コンプライアンスガイドライン、取締役会規程、職務権限規程等に基づき、内部統制システムの構築・運用状況を含めた取締役の職務執行を監査、チェックする。
- (4) 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、解決のため、弁護士事務所と連携した「内部通報制度」を導入し運用するとともに、コンプライアンス委員会を取締役会の直下に設置し、法令（行政上の通達・指針等を含む）、当社における定款や各種規則、取引に関わる契約・約款その他当社に対する社会的な信頼を確保します。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、業務報告会議、その他重要な会議における意思決定に係る情報や、取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及び個人情報保護に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適正に保存する。また、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できる状態を維持する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、様々なリスクに対して、その大小や発生可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備しリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

- (1) 個人情報保護関連のリスクについて、個人情報保護マネジメントシステム（PMS）の要求事項（JISQ15001）を踏まえた個人情報保護に係る規程の制定をはじめとした「プライバシーマーク」を取得、取締役・使用人への教育・研修及び管理体制を確立する。

- (2) 重大な危機や緊急事態が生じた場合は、代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、自ら指揮を執り、迅速かつ適切に対応する体制をとる。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 定時取締役会を月一回開催する他、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、都度議論・審議を行い、重要事項の決定を行う。
- (2) 各部署の経営数値の進捗状況やその他の情報及び問題点を共有し、速やかに適正な対処・修正を行うため、月二回、取締役、監査役及び全国の部署責任者による週間業務報告会議を開催、そのうち月一回は月間業務報告会議を開催、迅速かつ効率的に職務執行を行う体制をとる。
5. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社は現在親会社及び子会社等はないが、将来にわたり企業集団を組成した場合には、関係会社管理規程の制定等により、適切な経営管理を行う体制を整備する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて配置する。また当該使用人の人事について、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役会からの独立性を確保する。
7. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役・使用人に周知徹底する。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程やその内容、職務執行の状況を把握するため、業務報告会議等重要な会議に参加するとともに、各部署への実査及び部署責任者への聞き取り等を行い、稟議書その他重要な文書を閲覧し必要に応じて当社の取締役・使用人にその説明を求めることとする。その場合、取締役・使用人は都度、遅滞なく報告する。
- (2) 当社は、取締役・使用人が法令等の違反行為等当社に著しい損害を与える可能性のある事実について発見した時は、速やかに監査役または監査役会に報告する体制を整備する。
- (3) 当社は、監査役または監査役会に報告した取締役・使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを行うことを禁じ、その旨を取締役・使用人に周知徹底する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 代表取締役社長は、監査役とは月一回の取締役会において定期的に意見を交換し、その他監査役と定期的に会合を持つことで対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換する。
  - (2) 監査役は内部監査室と緊密に連携し、併せて内部監査室より、内部監査計画書並びに結果の報告を受けるとともに、内部監査の立会いも行うなど内部監査室とのより深い連携を図る。
  - (3) 監査役は会計監査人及びコーポレート本部と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。
  - (4) 当社は、監査役がその職務執行において、当社に対し法令に基づく費用の前払い等の請求をした時には、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(上記内部統制システム構築の基本方針に基づく運用状況の概要)

(1) 取締役の職務執行体制

社外取締役及び税理士や弁護士でもある社外監査役も参加する月一回の定時取締役会において、経営数値の進捗状況や内部統制システムの運用状況等、重要な経営課題について議論・審議を行いました。また、迅速・適正な対処を求められる事項については、月二回、取締役、監査役及び全国の部署責任者による週間業務報告会議（そのうち月一回は月間業務報告会議）を開催し、迅速かつ効率的に職務を執行いたしました。

(2) リスク管理体制

想定される様々なリスクのうち、当社の経営に与える影響の大きさから特に重要な個人情報保護関連のリスクについて、「プライバシーマーク」の適切な運用を軸に、使用人への様々な教育プログラムや研修を実施し、その管理・運用体制について取締役及び監査役と共有しました。

また、都度発生する諸問題については、部署担当役員の主導のもと、早期に発見・対処することにより、問題の顕在化防止、影響の最小化に取り組みました。

(3) 監査役の職務執行体制

監査役は、取締役会や業務報告会議等において取締役の業務執行を監査する他、社内の様々な会議への積極的な参加や、内部監査を行う内部監査室との連携、代表取締役社長をはじめとする取締役との定期的な面談を通じて現場レベルでの業務運用状況の把握に努め、問題点や課題を早期に発見し、取締役と緊密な情報・意見交換を実施いたしました。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式に対する大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様に当該行為を受け入れるか否かについて短期間に判断して頂くことになります。

当社は、大規模買付行為を受け入れるか否かの株主の皆様の判断が適切に行われるためには、大規模買付者からの一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に応じるべきか否かを判断して頂くための情報や時間を確保することが不可欠であると考えております。

## 貸借対照表

(2025年10月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
<b>(資産の部)</b>				
流 動 資 产	8,667,737	流 動 负 債	1,965,966	
現 金 及 び 預 金	5,685,197	買 掛 金	449,267	
電 子 記 录 債 権	2,207	未 払 金	336,723	
売掛金及び契約資産	2,213,068	未 払 費 用	69,085	
有 価 証 券	499,586	未 払 法 人 税 等	394,864	
未 成 制 作 費	30,562	未 払 消 費 税 等	82,691	
前 払 費 用	178,705	契 約 負 債	165,367	
そ の 他	60,614	預 り 金	23,356	
貸 倒 引 当 金	△2,205	前 受 収 益	2,610	
固 定 資 产	8,438,511	賞 与 引 当 金	410,000	
有 形 固 定 資 产	1,088,539	役 員 賞 与 引 当 金	32,000	
建 物	497,986	固 定 負 債	260,870	
構 築 物	123	長 期 未 払 金	217,800	
機 械 及 び 装 置	1,254	長 期 未 払 費 用	28,582	
工具、器具及び備品	62,717	長 期 預 り 保 証 金	14,487	
土 地	526,457	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,226,837</b>	
無 形 固 定 資 产	1,017,536	<b>(純資産の部)</b>		
ソ フ ト ウ ェ ア	997,032	株 主 資 本	14,887,256	
ソ フ ト ウ ェ ア 仮勘定	13,998	資 本 本 金	1,500,000	
電 話 加 入 権	6,505	資 本 剰 余 金	3,399,864	
投 資 そ の 他 の 資 产	6,332,434	資 本 準 備 金	817,100	
長 期 預 金	1,000,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,582,764	
投 資 有 価 証 券	4,632,464	利 益 剰 余 金	12,770,031	
長 期 前 払 費 用	36,995	利 益 準 備 金	8,455	
繰 延 税 金 資 产	314,345	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,761,576	
差 入 保 証 金	205,947	別 途 積 立 金	1,800,000	
保 険 積 立 金	142,682	繰 越 利 益 剰 余 金	10,961,576	
そ の 他	6,500	自 己 株 式	△2,782,639	
貸 倒 引 当 金	△6,500	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△25,925	
<b>資 产 合 计</b>	<b>17,106,248</b>	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△25,925	
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>18,080</b>	
		<b>純 資 产 合 计</b>	<b>14,879,411</b>	
		<b>負 債 純 資 产 合 计</b>	<b>17,106,248</b>	

## 損 益 計 算 書

(2024年11月1日から)  
(2025年10月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,019,177
売 上 原 価		3,835,410
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>7,183,766</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,850,804
<b>営 業 利 益</b>		<b>2,332,961</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12,574	
有 価 証 券 利 息	117,521	
受 取 配 当 金	12,412	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	135,470	
受 取 家 賃	28,234	
そ の 他	23,500	329,714
営 業 外 費 用		
不 動 産 貸 原 価	5,776	
自 己 株 式 取 得 費 用	1,038	
譲 渡 制 限 付 株 式 関 連 費 用	1,323	
そ の 他	517	8,655
<b>経 常 利 益</b>		<b>2,654,020</b>
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>2,654,020</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	787,711	
法 人 税 等 調 整 額	△25,854	761,856
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>1,892,164</b>

## 株主資本等変動計算書

(2024年11月1日から)  
(2025年10月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益剰余金	繰越利益剰余金				
	資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	別途積立金						
2024年11月1日残高	1,500,000	817,100	2,561,655	8,455	1,800,000	10,045,297	△2,293,979	14,438,528		
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△975,885		△975,885		
当期純利益						1,892,164		1,892,164		
自己株式の取得							△534,675	△534,675		
自己株式の処分			21,109				46,015	67,124		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	21,109	—	—	916,278	△488,659	448,727		
2025年10月31日残高	1,500,000	817,100	2,582,764	8,455	1,800,000	10,961,576	△2,782,639	14,887,256		

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2024年11月1日残高	21,343	21,343	18,080	14,477,952
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△975,885
当期純利益				1,892,164
自己株式の取得				△534,675
自己株式の処分				67,124
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△47,268	△47,268	—	△47,268
事業年度中の変動額合計	△47,268	△47,268	—	401,459
2025年10月31日残高	△25,925	△25,925	18,080	14,879,411

## 注記事項

(重要な会計方針に係る事項)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(1) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物、及び、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、建物の主な耐用年数は15～38年であります。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、下記ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

当社は就職情報事業を主たる事業としており、新卒学生並びに若手求職者に企業PR・情報提供サービス業務、人材紹介業務、各種採用コンサルティング業務等を行っております。

そのうちWeb関連商品である「Re就活」や「Re就活キャンパス」等の掲載プランに関する売上については、一定の期間にわたり履行義務を充足するにつれて収益を認識しております。就職博等のイベントや人材紹介業務、新卒採用個別品等につきましては、履行義務が一時点で充足する取引であり、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。また、当社が代理人に該当する広告掲載に関する取引や提携先企業の商品を顧客に提供する取引等は、純額で収益を認識しております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額	
売掛金	1,596,291千円
契約資産	616,776千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	511,220千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	15,560,000	-	-	15,560,000
合計	15,560,000	-	-	15,560,000
自己株式				
普通株式	1,874,127	301,150	36,140	2,139,137
合計	1,874,127	301,150	36,140	2,139,137

(注) 1. 自己株式の株式数の増加301,150株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加300,000株及び譲渡制限付株式報酬対象者の退職に伴う無償取得1,150株によるものであります。

2. 自己株式の株式数の減少36,140株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年1月24日 定時株主総会	普通株式	533,749	39	2024年10月31日	2025年1月27日
2025年6月9日 取締役会	普通株式	442,136	33	2025年4月30日	2025年7月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの次のとおり、付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年1月23日 定時株主総会	普通株式	456,309	利益剰余金	34	2025年10月31日	2026年1月26日

### 3. 新株予約権に関する事項

当事業年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 20,000株

(金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金はすべて自己資金により賄っております。余資は、安全性、流動性、収益性を考慮して定期預金及び債券等にて運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び余資の運用のために保有する債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。長期預金は満期日において元本金額が全額支払われる安全性の高い金融商品ではありますが、デリバティブ内包型預金で当該契約は金利の変動リスクに晒されております。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理

###### ①信用リスク（取引先の倒産等に係るリスク）

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

###### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

###### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署であるコーポレート本部財務・経理部が資金計画を作成、適時更新とともに、手許流動性の維持などにより流動性を管理しております。

##### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額39,607千円）は、「その他有価証券」に含めておりません。また現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。また、重要性が乏しい科目については注記を省略しております。

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,092,443千円	5,092,443千円	—
長期預金	1,000,000千円	927,364千円	△72,635千円
資産合計	6,092,443千円	6,019,808千円	△72,635千円

(注) 金銭債権及び満期がある投資有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	5,685,197千円	—	—	—
売掛金及び契約資産	2,213,068千円	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	500,000千円	2,600,330千円	1,300,000千円	100,000千円
長期預金	—	—	1,000,000千円	—
合計	8,398,266千円	2,600,330千円	2,300,000千円	100,000千円

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	—	—	—	—
債券	—	4,155,259千円	300,457千円	4,455,716千円
投資信託	—	636,727千円	—	636,727千円
資産計	—	4,791,986千円	300,457千円	5,092,443千円

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期預金	—	927,364千円	—	927,364千円
資産計	—	927,364千円	—	927,364千円

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び債券は相場価格を用いて評価しております。

活発な市場で取引されている上場株式や債券は、その時価をレベル1の時価に分類しております。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められない債券は、その時価をレベル2の時価に分類しております、クレジットスプレッド等の観察できないインプットを用いて価格を算定している場合はレベル3に分類しております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻し請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

長期預金

元利金の合計金額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

取引先金融機関等から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

②期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

	有価証券及び投資有価証券
期首残高	299,840千円
当期の損益又は評価・換算差額等	—
損益に計上	—
その他有価証券評価差額金	617千円
購入、売却、発行及び決済の純額	—
レベル3の時価への振替	—
レベル3の時価からの振替	—
期末残高	300,457千円
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日ににおいて保有する金融商品の評価損益	—

③時価の評価プロセスの説明

当社において、時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価のものは、全て第三者から入手した価格を使用しております。第三者から入手した価格を使用するにあたっては、使用されている評価技法及びインプットの確認等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

該当事項はありません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、大阪本社建物を自社で使用するとともに、一部を他社に賃貸しているオフィスビル（土地を含む）を有しております。2025年10月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は22,458千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額			当事業年度末における時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
133,284千円	10,953千円	144,238千円	250,804千円

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
 2. 当事業年度増減額は、主に大規模修繕による増加（13,677千円）、減価償却による減少（2,723千円）によるものであります。  
 3. 当事業年度末における時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

長 期 未 払 金	68,648千円
賞 与 引 当 金	125,460千円
未 払 事 業 税	24,792千円
未 払 費 用	18,635千円
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	12,002千円
株 式 報 酬 費 用	44,940千円
そ の 他	19,943千円
合 計	314,423千円

繰延税金負債

そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△77千円
合 計	△77千円
繰 延 税 金 資 産 の 純 額	314,345千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
--------	-------

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
--------------------	------

住民税均等割等	0.3%
---------	------

税率変更による期末繰延税金資産増額修正	△0.1%
---------------------	-------

賃上げ促進税制による税額控除	△1.7%
----------------	-------

その他の	△0.6%
------	-------

税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.7%
-------------------	-------

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年11月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更による影響は軽微であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	就職情報事業	その他	合計
新卒採用集合品 (就職博) (Re 就活キャンパス)	5,179,319千円 (3,177,211千円) (2,002,107千円)	— — —	5,179,319千円 (3,177,211千円) (2,002,107千円)
新卒採用個別品	1,507,546千円	—	1,507,546千円
中途採用商品 (Re 就活) (人材紹介) (Re 就活ダイレクト リクルーティング)	4,121,636千円 (3,243,147千円) (816,421千円) (62,067千円)	— — — —	4,121,636千円 (3,243,147千円) (816,421千円) (62,067千円)
その他	—	210,675千円	210,675千円
顧客との契約から生じる収益	10,808,502千円	210,675千円	11,019,177千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針に係る事項) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、顧客との契約において主に公的分野商品等にて認識したものであり、顧客との契約等に基づき履行義務を充足するに従い認識した収益のうち、期末日時点での顧客に未請求のものであります。契約資産の残高は、「(貸借対照表に関する注記)」に記載のとおりであります。

契約負債は、主に就職情報事業の各契約に基づき認識した顧客からの前受金であります。契約負債の残高は、貸借対照表に記載のとおりであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、当初の予想期間が1年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,107円33銭
1 株当たり当期純利益	139円97銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	139円76銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年12月18日

株式会社 学 情

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト 一 マ ツ  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 和 田 稔 郎  
業務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 岸 康 徳  
業務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社学情の2024年11月1日から2025年10月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載

内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年11月1日から2025年10月31までの第48期事業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び、取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月19日

株式会社学情 監査役会  
常勤監査役 村 越 誓 一  
監 査 役 前 義 信  
監 査 役 小 林 聖 子

- (注) 1. 監査役 前 義信及び小林聖子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。  
2. 各監査役は電子署名をしております。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の配当（第48期期末配当）の件

当社は、企業価値の最大化に向け、将来の事業拡大に必要不可欠な新規事業開発、人材育成などの事業拡大・事業開発投資を最優先とし、内部留保を確保いたします。成長のための内部留保を確保したあとの余剰資金につきましては、キャッシュ・フローの状態を勘案のうえ、可能な限り株主の皆様に還元していく所存です。この基本方針に基づき、第48期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金34円  
配当総額 456,309,342円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2026年1月26日

## 第2号議案 取締役 6名選任の件

取締役全員(7名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、事業環境に応じた経営体制の最適な規模への見直しを図るため1名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当およ び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	なかい きよかず 中井 清和 (1948年9月13日)	1976年11月 実鷹企画(当社前身) 創業 1977年11月 株式会社実鷹企画(現当社) 設立、 代表取締役社長 2022年1月 当社代表取締役会長(現任)	30,100株
2	なかい たいし 中井 大志 (1978年8月15日)	2001年9月 株式会社実鷹企画(現当社) 入社 2012年4月 当社大阪営業本部サブマネージャー 2013年9月 当社京都支社長 2016年10月 当社東京企画営業本部副本部長・ゼ ネラルマネージャー 2018年1月 当社取締役(東京本社副代表・東京 企画営業本部担当) 2020年1月 当社取締役副社長(東京本社代表お よび東京企画営業本部・人材紹介事 業部・パブリックサービス事業部・ 企画部・Web事業推進部担当) 2022年1月 当社代表取締役社長(現任)	446,900株
3	いない しんいちろう 乾 真一朗 (1973年8月11日)	1996年4月 株式会社実鷹企画(現当社) 入社 2000年8月 当社業務部マネージャー 2003年7月 当社東京本部企画営業部マネージャ ー 2007年4月 当社企画部マネージャー 2018年2月 当社執行役員(企画部・Web事業推 進部担当) 2021年1月 当社執行役員(管理部・企画部・ Web事業推進部担当) 2023年1月 当社取締役(コーポレート本部・メ ディアビジネス本部担当)(現任)	53,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な地位、担当職の状況	所有する当社の株式数
4	つじうち あきら 辻内 章 (1954年5月24日)	<p>1978年2月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>1998年6月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員（パートナー）</p> <p>2019年6月 同所定年退職</p> <p>2019年7月 辻内公認会計士事務所所長（現任）</p> <p>2020年1月 当公社外取締役（現任）</p> <p>2020年6月 積水樹脂株式会社外監査役（非常勤）（現任）</p> <p>2021年6月 株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション社外監査役（非常勤）（現任）</p>	1,100株
5	さきがわ ゆうこ 笹川 祐子 (1962年7月22日)	<p>1985年4月 株式会社ライフ出版入社</p> <p>1986年3月 同社退社</p> <p>1986年3月 株式会社ブックセンター1/2入社</p> <p>1987年7月 同社退社</p> <p>1987年9月 札幌ワープロ学院（現株式会社フレックスジャパン）入社</p> <p>1992年7月 同社退社</p> <p>1992年7月 株式会社ライトスタッフ（英会話学校）入社</p> <p>1997年4月 同社退社</p> <p>1997年4月 株式会社ライトスタッフ（労働者派遣事業）（株式会社イマジンプラス）設立 同社取締役事業部長</p> <p>2002年1月 同社取締役副社長</p> <p>2003年6月 同社代表取締役社長</p> <p>2012年4月 株式会社イマジンネクスト設立 同社代表取締役社長（現任）</p> <p>2021年1月 株式会社イマジンプラス代表取締役社長退任</p> <p>2022年1月 当公社外取締役（現任）</p> <p>2022年7月 株式会社カネカ社外取締役（非常勤）（現任）</p>	2,100株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	わだ ひろみ 和田 裕美 (1967年2月16日)	1990年4月 株式会社ジオス入社 1990年9月 同社退社 1990年10月 株式会社サンローズ入社 1992年11月 同社退社 1992年12月 日本ブリタニカ株式会社入社 2002年6月 同社日本撤退により退社 2002年7月 株式会社perie（現株式会社H I R O W A）代表取締役就任（現任） 2017年4月 京都光華女子大学キャリア形成学科客員教授就任（現任） 2025年1月 当社社外取締役（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 辻内章、笹川祐子および和田裕美的各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 辻内章氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、有限責任監査法人トーマツに長年勤務し、様々な企業の監査業務における豊富な経験を有し、当社の経営全般や決算・会計業務、内部統制体制の構築において有効な提言をいただけるものと判断したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 笹川祐子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、人材育成に関する会社経営について豊富な知見を有しており、社外取締役に選任された場合、当該知見を活かして特に女性経営者としての専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等有効な提言をいただけるものと判断したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。
5. 和田裕美氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、外資系教育会社での勤務経験から営業コンサルタント会社を設立し、多くの営業社員育成に関する著書の執筆や講演を行うなど、社員育成について豊富な知見を有しており、社外取締役に選任された場合、当該知見を活かして特に女性経営者としての専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等有効な提言をいただけるものと判断いたします。
6. 辻内章、笹川祐子および和田裕美的各氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、各氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって辻内章氏が6年、笹川祐子氏が4年、和田裕美氏が1年となります。
7. 当社は、辻内章、笹川祐子および和田裕美的各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める金額の合計額としており、各氏の再任が承認された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

9. 当社は、辻内章、笹川祐子および和田裕美の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
10. 「所有する当社の株式数」欄の「一」表記は、当社株式を所有していないことを表します。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役村越誓一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 り が な 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
むらこし せいいち (1961年7月20日)	<p>1984年4月 株式会社実鷹企画（当社前身）入社</p> <p>2000年10月 当社企画営業第2部マネージャー</p> <p>2001年9月 当社東京本部長・ゼネラルマネージャー</p> <p>2003年7月 当社業務部マネージャー</p> <p>2011年1月 当社取締役（企画制作部・企画部・管理部担当）</p> <p>2018年1月 当社常勤監査役（現任）</p>	38,200株

- (注) 1. 現在、候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村越誓一氏を監査役候補者とした理由は、同氏は、当社取締役（企画制作部・企画部・管理部担当）として長年経営に関与した経験から、当社の経営の監査に十分な役割を果たしていただけると判断したためであります。
3. 当社は、村越誓一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める金額の合計額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に關しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 り が な 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
ひがしげじ 東辻 淳次 (1963年1月14日)	1982年4月 大阪国税局入局 2003年7月 国税庁 課税部 法人課税課 審理係長 2008年7月 国税庁 課税部 審理室 課長補佐 2012年7月 草津税務署 副署長 2016年7月 旭税務署 署長 2018年7月 大阪国税局 調査第二部 統括国税調査官 2019年7月 須磨税務署 署長 2020年7月 大阪国税局 調査第二部 調査統括課長 2022年7月 大阪国税局 課税第二部長 2023年7月 退官 2023年7月 税理士登録	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 東辻淳次氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
 3. 東辻淳次氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として財務および会計に精通しており、高い見識と幅広い経験を有することから、当社の社外監査役に適任であると判断したためであります。  
 4. 東辻淳次氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める金額の合計額しております。  
 5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。  
 6. 東辻淳次氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合には、独立役員として指定する予定であります。  
 7. 「所有する当社の株式数」欄の「一」表記は、当社株式を所有していないことを表します。

【ご参考】本株主総会終結後の各役員のスキルマトリクス

第2号議案・第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合の各役員のスキルマトリクスは、以下のとおりとなります。

	役員		参加状況		属性		構成状況	
					独立性	ジェンダー ●男性 ○女性	取締役会 ●議長 ○構成員	指名・報酬 諮問委員会 ●委員長 ○委員
候補者番号	氏名	地位	取締役会	監査役会				
1	中井清和	代表取締役会長	14/14回	-		●	●(互選による)	
2	中井大志	代表取締役社長	14/14回	-		●	●(互選による)	●
3	乾真一朗	取締役	14/14回	-		●	○	
4	辻内章	社外取締役	14/14回	-	●	●	○	○
5	笛川祐子	社外取締役	14/14回	-	●	○	○	○
6	和田裕美	社外取締役	10/10回	-	●	○	○	

村越誓一	常勤監査役	14/14回	14/14回		●	○	
前義信	社外監査役(非改選)	14/14回	14/14回	●	●	○	
小林聖子	社外監査役(非改選)	10/10回	10/10回	●	○	○	

候補者番号	役員 氏名	専門性・業務経験									土業や 業務関連性の 高い資格
		共通項目				当社独自項目					
企業経営	財務・会計	法務・リスク管理・個人情報保護	人材開発・組織開発	人材ビジネス	営業・マーケティング	新規事業開拓・イノベーション	テクノロジー・DX	ESG・サステナビリティ			
1	中井清和	●	●	●	●	●	●				
2	中井大志	●		●	●	●	●	●	●	●	
3	乾真一朗	●	●	●	●	●		●	●	●	
4	辻内章		●	●						●	公認会計士
5	笹川祐子	●			●	●	●	●	●	●	
6	和田裕美	●			●	●	●	●	●	●	

村越誓一	●	●		●			●	●			
前義信		●	●								税理士
小林聖子			●	●					●		弁護士

(注) 上記一覧表は、各役員の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

上記のスキルマトリクスの各要件を選定した理由は、当社ウェブサイト「統合報告書（[https://company.gakujo.ne.jp/ir/library/integrated\\_report/](https://company.gakujo.ne.jp/ir/library/integrated_report/)）」にてご確認ください。

以 上

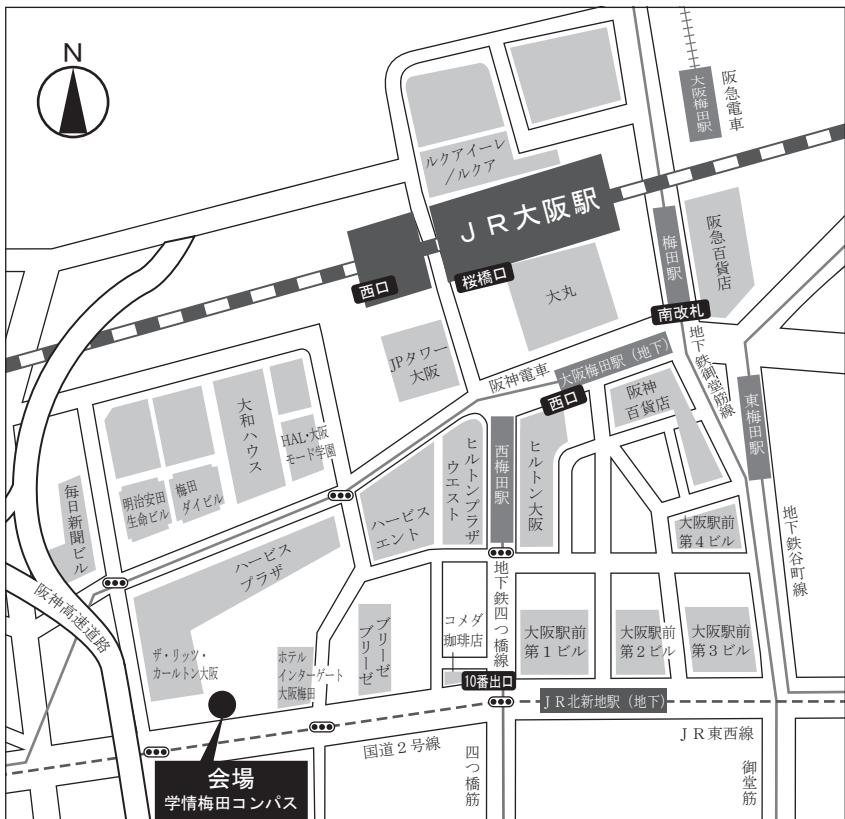
## 株主総会会場のご案内

会場

大阪市北区梅田二丁目5番10号

学情梅田コンパス10階 コンパスホール

T E L. (06) 6346-6830



### [交通]

地下鉄四つ橋線「西梅田」駅より徒歩約4分

J R 「大阪」駅より徒歩約7分

阪神「大阪梅田」駅より徒歩約7分

J R 東西線「北新地」駅より徒歩約5分

- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産は用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。